

(No.38)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の六の2(4)

六 不利益処分に係る処分基準の策定について

2 砂防法の規定による処分に係る処分基準について

(4) 第三十条(違反事実更正、損害予防設備命令)の処分基準について

本条に基づく処分は、法律、命令又は許可の条件に違反した者に対し、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う方法についても、比例の原則に照らし、違反の程度や治水上砂防の支障の程度から相当と認められるものを選択すること。